

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
23	福祉保健局	処分方法を見直し、廃棄物の減量に努めるべきもの	1-エ	2-ウ 2-エ	医療政策部は、災害時の医療救護活動に必要な医薬品、医療資器材等を都内各地に備蓄しており、期限切れとなった資器材等は委託契約により処分を行っている。 この契約を見たところ、廃棄された資器材等には、タオルなど、未使用の状態であれば定められた耐用年数が満了となっても引き続き使用可能なものが複数認められた。 備蓄資器材は良好な状態で保管されていることから、災害時の医療用として使用するには支障があるとしても、他の用途での有効利用が可能である。 部は、耐用年数に基づき更新したとしているが、有効利用が可能であるにもかかわらず廃棄することは適切でない。	耐用年数が過ぎた資器材等のうち有効利用が可能なものについて、防災訓練等で活用するとともに、平成28年12月21日付事務連絡により、都立看護専門学校に対し活用意向調査を行い、平成29年3月に資器材等を提供した。これにより、有効利用可能な資器材等については、全て活用された。【1-エ】 毎年度、更新により不用となった資器材等について、看護専門学校等へ調査を実施し、有効に活用していく。 また、廃棄物について、事業所等での活用が可能かの調査や情報提供を実施し、有効活用を行っていくことについて、平成29年2月20日に各課監査担当者を通じて部内周知を行った。【2-ウ、2-エ】
24	病院経営本部	USBメモリを適切に管理すべきもの	2-ウ	1-エ	病院経営本部では、情報資産の適切な管理を行うため安全管理措置を定め、携帯可能なUSBメモリなどの外部記録媒体については、現物の目視確認を年2回以上行うこととしている。 ところで、墨東病院においてUSBメモリの管理台帳を見たところ、①最終確認日の記載が無く、目視確認を年2回以上行った実績が確認できない、②91個のUSBメモリについて平成27年10月以降監査日(平成28年5月17日)現在まで目視確認が行われていないなど適切でない状況が見受けられた。	USBメモリの目視確認は、1回目を平成28年9月に、2回目を平成29年3月に、年2回実施した。【1-エ】 また、USB管理台帳の様式について、平成28年6月から目視確認実施日を過去3回分記載するように改め、年2回以上行った実績が確認できるようにした。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
25	建設局	道路占用工事に伴う事務手続を適正に行うべきもの	2-エ	1-エ	道路掘さく復旧工事監督事務費の徴収に関する事務手続を定めた道路管理部通知において、建設事務所の事務手続の流れは、 ①工事監督部署は、道路占用工事の工事完了後2週間以内に、占有者からしゅん功届を提出させ、提出がない場合には催告を行うこと ②工事監督部署は、しゅん功検査後しゅん功届を受領し、受領後2週間以内に管理課に送付すること ③管理課は、速やかに監督事務費の調定を行うこと とされている。 ところで、道路占用工事に伴う関係書類を見たところ、次のとおり適正でない事例が認められた。 (ア)しゅん功届について、 ①第六建設事務所は、しゅん功届を徴していないまま、工事完了後1年以上経過している ②第三建設事務所は催告していないこと、第六建設事務所は提出状況の管理が不十分ことから、しゅん功届を徴するまでに、工事完了後6か月以上経過している ③第六建設事務所は、管理課への引継ぎが7か月以上経過している など、長期間事務が滞滞している。 (イ)監督事務費の調定について、 ①第二建設事務所及び北多摩南部建設事務所は、しゅん功届を受領していたにもかかわらず、調定を行っていない ②第三建設事務所及び北多摩北部建設事務所は、しゅん功届の受領後、調定を行うまでに6か月以上経過している など、速やかに調定を行っていない。	(ア)しゅん功届について、 ①第六建設事務所は、しゅん功届未徴取案件2件について、しゅん功届を平成28年3月14日、同年4月19日に徴し、監督事務費の調定を平成28年4月18日及び同年5月17日に行い、占有企業者に対して、進捗管理状況表の確実な提出を指導した。【1-エ】 ②第三建設事務所は、しゅん功届が遅滞した69件について平成28年3月4日までに監督事務費の調定を行い、占有企業者に対して、工事完了後の速やかなしゅん功届の提出を指導した。また、提出がない場合には、催告を行うことを再確認した。【1-エ、2-エ】 ③第六建設事務所は、工事監督部署から管理課への引継ぎについて、平成28年4月12日に関係課長等の打合せを行い、所内の工事監督部署に対して、しゅん功届の送付について再確認した。【2-エ】 (イ)監督事務費の調定について、 ①第二建設事務所は、調定を行っていない2件について平成28年3月2日に、北多摩南部建設事務所は、調定を行っていない1件について平成28年3月1日に調定を行い、しゅん功届受領後の事務手続について再確認した。 【1-エ、2-エ】 ②第三建設事務所については、平成28年4月7日に、北多摩北部建設事務所については同月14日に、しゅん功届受領後、速やかに調定を行うことを再確認した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
26	建設局	道路占用工事に伴う事務手続の適正化について指導すべきもの	2-ウ	1-エ 2-エ	道路管理部は、道路掘さく復旧工事監督事務費の徴収に関する事務手続を定めた通知において、占用者に提出させた「進捗管理状況表」により、しゅん功届提出状況を把握し、遅延等がある場合は催告内容を記録し、進捗管理に活用することとしている。 しかしながら、しゅん功届に関する不適正事例が発生しており、これらの要因は、催告内容の記録がないことから、しゅん功届の提出が完了したか否かの管理が不十分となったことである。 また、区部においては、道路管理システムの進捗状況検索機能を活用することにより、しゅん功届未提出案件等を特定することが可能となる。 部は、所に対し、システム機能の活用も含め、改めて道路占用工事に伴う事務手続の適正化について指導されたい。	道路管理部は、平成28年4月27日に占用・監察合同課長代理会で各建設事務所へ今後の方針について周知し、5月下旬には、各建設事務所の課長代理(占用担当・道路管理担当)に対して今後の取扱いの詳細について再徹底を図った。 【2-エ】 また、区部道路工事調整会議及び多摩部道路工事調整会議において占用企業者に周知を図った。【2-エ】 平成28年8月1日付28建道管監第99号「道路占用工事に伴う事務手続の適正化について」にて、道路管理システムの検索機能を活用した「月別進捗管理チェックシート」など、新たな進捗管理の取扱い内容を各建設事務所及び企業者に対して指導した。【1-エ、2-ウ】
27	教育庁	個人情報を含む文書の管理を適切に行うべきもの	1-エ	2-エ	都立学校における、個人情報が含まれる文書の保存状況を見たところ、保存期間を超えて、長期にわたり保存されているものが認められた。 これらの文書は、施錠管理のもとに保管され、情報が漏えいするリスクは低いものの、必要なくなった個人情報は、事故防止の観点からも適切に廃棄することが必要である。	指摘を受けた学校では、当該紙文書について平成29年2月14日までに廃棄した。【1-エ】 教育庁では平成28年8月に全都立学校に対し通知を发出し、廃棄状況の確認及び報告を求めるとともに、同年9月の校長連絡会で注意喚起を行った。引き続き、校長連絡会や通知等機会を捉えて注意喚起を行い、個人情報の適正な管理に取り組んでいく。【2-エ】

〔平成28年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
28	総務局(島しょ)	照明用電気ケーブルの単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	八丈植物公園温室改修工事は、経年劣化した温室の改修を行うものである。 このうち、温室内照明用の電気ケーブルの単価についてみると、断面積3.5mm ² の単価を適用すべきところ、誤って断面積3.25mm ² の単価を用いている。 このため、積算額約5.87万円が過大となっている。	支庁では、再発防止の取組として、照査担当を1名追加した5名体制(設計担当者・照査担当者2名・課長代理・課長の計5名)とし、事務処理ルールを改善することでチェック機能を強化した。【2-ウ】 さらに、新たに単価のチェックリストを作成し、設計書単価と単価表に相違がないか確認するとともに、既存の財務局チェックリストを用いた照査も実施することとした。【2-ウ】 また、工事監査の指摘を受け、5月25日に土木課内において会議を開催し、指摘案件の周知徹底を図った。【2-エ】 また、5月31日の支庁内部課長会において、指摘事項の周知徹底及び上記再発防止策を報告し、支庁全体における情報共有を行った。【2-エ】
29	都市整備局	施工体制台帳の作成及び提出について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-エ	—	区街5号線修景工事(27汐留-9)は、汐留土地区画整理事業区域内において、道路舗装等を行うものである。 ところで、建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、平成27年4月1日以降に契約した公共工事については、施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大された。 しかしながら、本工事においては、受注者から下請負届が提出されていたにもかかわらず、施工体制台帳の作成及び提出が行われていない状況が認められた。 施工体制台帳の作成及び提出について受注者を適切に指導・監督されたい。	工事監督を行った第二市街地整備事務所は、局で作成した「工事施行の適正化点検表」の活用が不十分であったことから、同点検表を改めて活用し、入契法の趣旨を踏まえて受注者に対する指導の適正化を図った。 局は、平成27年度工事について施工体制台帳の提出状況を調査し、未提出案件は当該工事1件のみであることを8月22日に確認した。また、9月27日に各工事関係課長が参加する技術情報連絡会工事関係技術部会で監査指摘の周知と再発防止の徹底を図った。 所は、12月6日に「所内研修(工事)」を開催し、工事担当のほか契約担当や建築担当を含む職員を対象とし、入契法改正と監査指摘について理解を深め、再発防止の徹底を図った。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
30	環境局	盛土の積算を適正に行うべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	<p>平成27年度中防外側処分場浸出水送水施設改修工事は、中潮橋の撤去及び臨港道路南北線の整備に伴い、配管類の移設等を行うものである。</p> <p>このうち、盛土の積算についてみると、局積算基準の路床盛土を採用している。</p> <p>しかしながら、施工箇所に道路計画がないため、路体盛土を採用することが適正である。</p> <p>このため、積算額約148万円が過大となっている。</p>	<p>過大に積算した約148万円については、路体盛土に設計変更し、平成28年7月27日付けで受注者と変更契約を締結した。【1-ア】</p> <p>廃棄物埋立管理事務所に技術担当課長を委員長とする積算チェック委員会を立ち上げ(平成28年4月)、新たな重点チェック内容リストを作成し、委員会でそれに基づく確認を工事・委託案件毎に実施し、体制の強化と精度向上に努めた。</p> <p>所内にて平成28年5月18日・9月21日・平成29年1月6日に職場研修を実施し、指摘内容を報告するとともに、積算基準の判断が困難な場合は、基準を所管する局への適宜相談、確認することを周知徹底し、その他工事に係る基準等についても併せて周知徹底を図った。【2-ウ、2-エ】</p> <p>平成28年12月12日に局の工事関係課長会を開催し、監査結果の報告と再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】</p>
31	環境局	合併起工工事の工事費算定を適正に行うべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	<p>平成27年度中防揚陸施設撤去その他工事は、中防揚陸施設を撤去するものである。</p> <p>ところで、局積算基準では、土木工事、建築工事等の異種の工事を合併起工する場合は、各工事の直接工事費に対してそれぞれの間接費を計上し、工事価格を積算した後に合算して工事費を算定することと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事は、異種の工事の直接工事費を合算した金額に対して土木工事の間接費を計上し、工事費を算定している。</p> <p>このため、積算額約3,436万円が過大なものとなっている。</p>	<p>過大に積算した約3,436万円については、設計変更することで、受注者と協議完了し、平成29年3月受注者と変更契約を締結した。【1-ア】</p> <p>廃棄物埋立管理事務所に技術担当課長を委員長とする積算チェック委員会を立ち上げ(平成28年4月)、新たな重点チェック内容リストを作成し、委員会でそれに基づく確認を工事・委託案件毎に実施し、体制の強化と精度向上に努めた。</p> <p>所内にて平成28年5月18日・9月21日・平成29年1月6日に職場研修を実施し、指摘内容を報告するとともに、積算基準の判断が困難な場合は、基準を所管する局への適宜相談、確認することを周知徹底し、その他工事に係る基準等についても併せて周知徹底を図った。【2-ウ、2-エ】</p> <p>平成28年12月12日に局の工事関係課長会を開催し、監査結果の報告と再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
32	福祉保健局	昇降機設備工事における共通費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>東京都東村山ナーシングホーム(H27)昇降機設備(2号機)改修工事は、老朽化した昇降機の改修を行うものである。</p> <p>ところで、局積算基準では、昇降機設備工事の共通費を積算するに当たり、昇降機設備工事に算出式が定められている。</p> <p>しかしながら、本工事の積算についてみると、給排水衛生設備や空調設備などの工事で使用する機械設備工事の算出式を用いている。</p> <p>このため、積算額約220万円が過大となっている。</p>	<p>東村山ナーシングホームは、工事設計に際して、新たに作成した工種別チェックリストを活用し、再発防止を図ることとした。</p> <p>また、規模の大きな工事、不慣れた工事等の積算に当たっては、工事技術協力依頼書により総務部契約管理課に技術協力を求められる仕組みを作り、チェック体制を強化した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>局は、平成29年1月12日に開催された部長会において、指摘事項を報告するとともに同様な誤りが繰り返さないよう、各部担当者、今後の取組と再発防止について周知した。【2-エ】</p>
33	病院経営本部	活線近接作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-ウ	2-エ	<p>都立墨東病院(27)病棟屋上ヘリポート整備工事は、ヘリコプターの夜間救急離発着を行うため照明等の電気設備を整備するものである。</p> <p>ところで、労働安全衛生規則では、事業者は、絶縁用防具の装着又は取り外しの作業を労働者に行わせるときは、当該作業に従事する労働者に、絶縁用保護具を着用させ、又は活線作業用器具を使用させなければならないと定めており、本工事の作業計画書では絶縁用保護具を着用して実施するとしている。</p> <p>しかしながら、活線近接作業の工事記録写真についてみると、絶縁用防具の装着時に保護帽の不着用が認められた。</p>	<p>墨東病院は、今後全ての工事について受注者との最初の打合せ時には、工事の安全管理の徹底について通知を行い、その際、作業計画書の安全管理に関する事項の記載を確実に遵守するよう指導を強化することとした。【2-ウ】</p> <p>本部は各病院に対し、平成29年2月6日の施設担当者会において、工事の安全管理DVDや安全管理のポイントを用いて適切な工事に係る安全管理方法について周知を行った。</p> <p>また、工事担当になった課長代理(施設担当)は、財務局で平成29年に開催される「新採・転入者技術研修」を受講し、知識の習得を図り、工事の安全管理を適切に行うように努めた。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
34	産業労働局	のり面保護工の設計を適正に行うべきもの	1-エ	2-ア 2-ウ 2-エ	<p>梅沢寸庭林道開設工事は、森林の適切な保育管理等を行うため、林道を開設するものである。</p> <p>このうち、のり面保護工の設計についてみると、一部の切土のり面に種子散布工を採用している。</p> <p>しかしながら、局選定基準に基づき、本工事の切土のり面がれき質土であることなどを考慮して選定すると、植生基材吹付工を採用することが適正である。</p>	<p>所は、平成28年3月2日付けの契約変更により植生基材吹付工に是正した。【1-エ】</p> <p>部は、平成28年3月23日付けで「平成28年度森林土木工事設計基準（林道編）（平成28年4月）」を改訂し、局選定基準の位置付けを明確化した。</p> <p>また、平成28年4月14日開催の平成28年度林道事業打合せ会議において、同基準の改訂について周知した。【2-ア、2-エ】</p> <p>所は、平成28年度起工案件から、同基準に照らして重点的にチェックを行うこととし、チェックリストを新たに作成した。</p> <p>また、平成28年3月16日開催の林道打合せ会議において、本指摘を踏まえ、のり面保護工の設計を適正に行うよう周知した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>局は、平成28年4月19日に「局契約事務担当者会議」、同年7月6日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ、適正に事務を行うよう周知した。【2-エ】</p>
35	産業労働局 (島しょ)	蓄電池の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>平成27年度島しょ農林水産総合センター無線設備設置工事は、大島漁業無線局と八丈漁業無線局の統合に伴い、無線設備を再整備するものである。</p> <p>ところで、局積算基準では、積算標準単価表に定めのないものについては、次のアからウの順位で採用することとしている。</p> <p>ア 建設資材定期刊行物 イ 公表価格（カタログ価格） ウ 見積価格</p> <p>しかしながら、本工事の蓄電池の積算についてみると、建設資材定期刊行物に記載されているにもかかわらず、見積価格を採用しており適正でない。</p> <p>このため、積算額約685万円が過大となっている。</p>	<p>島しょ農林水産総合センターは、規模の大きな工事について、新たに財務局の積算チェックリストを活用し、複数の職員で設計内容を確認するとともに、これを起工書へ添付し、起工部署のみならず契約担当者が添付を確認することで、チェック体制を強化した。</p> <p>また、これらの工事について、総務部の施設担当に相談・確認を行うこととした。【2-ウ】</p> <p>さらに、平成28年7月13日及び10月4日開催の所内事業所長会において、適正な積算の徹底を周知した。【2-エ】</p> <p>局は、同年7月6日に局実務研修「契約事務」を開催し、本指摘を踏まえ、適正に事務を行うよう周知した。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
36	建設局	建設副産物処分費の単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>代々木公園便所改築工事（1号・8号・10号）は、代々木公園内の老朽化した便所を改築するものである。</p> <p>ところで、局積算基準では、建設副産物処分費は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を活用し、受人処分費と運搬費の合計が最低額となる処分場を選定し、単価設定することと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事では、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を活用せず、建設資材定期刊行物により単価設定したため、積算額約181万円が過大なものとなっている。</p>	<p>部では、平成29年度より新たに事務所起工案件について年1回設計書チェックを実施し、再発防止に努めることとした。</p> <p>また、平成29年1月25日付けの通知により、東西公園緑地事務所に対し、基準等に準拠した積算業務を実施する旨周知するとともに、平成29年2月3日開催の予算説明会において、再発防止について説明を行った。【2-ウ、2-エ】</p> <p>所では、技術担当者会議を平成29年1月27日に開催し、積算チェックリストの活用の徹底を周知した。</p> <p>また、平成28年12月13日実施の課内会議において、副産物処分費の単価設定について、重点的に注意喚起を行った。【2-ウ、2-エ】</p>
37	建設局	観測工の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>井の頭恩賜公園護岸補強工事（27-2）は、井の頭恩賜公園内の弁天池の既設護岸を補強するものである。</p> <p>ところで、局積算基準では、工事の施工に伴って発生する事故損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用は、共通仮設費のうち積上げにより積算するものと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事の観測工の積算についてみると、共通仮設費率の対象となる直接工事費に計上している。</p> <p>このため、共通仮設費率分及び関連する諸経費を含め積算額約104万円が過大なものとなっている。</p>	<p>所では、平成28年9月1日、「土木積算のチェック表」を改訂し、確認項目を追加した。</p> <p>また、平成28年9月8日に課内会議を開催し、本指摘内容に係る解説を行い、チェックリストの活用の徹底を確認するとともに、平成27年度に作成した法令・基準集に当該項目を追加し、周知徹底した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>部では、平成29年度より新たに事務所起工案件について年1回設計書チェックを実施し、再発防止に努めることとした。</p> <p>また、平成29年2月3日開催した予算説明会で本内容の再発防止について、東西公園緑地事務所へ周知・徹底した。【2-ウ、2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
38	港湾局(島しょ)	掘削作業について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-ウ	2-エ	平成26年度神湊港海岸日除け新築及び神湊漁港便所建替工事は、神湊港海岸に日除け施設及び神湊漁港に便所の建替工事を行うものである。 ところで、東京都建築工事標準仕様書及び建築基準法施行令では、深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合においては、地盤が崩落するおそれがないとき、及び周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、山留めを設けなければならないと定めている。 しかしながら、本工事における神湊漁港便所浄化槽設置の掘削作業の工事記録写真についてみると、地盤面より深さ2.67mの根切り掘削作業が発生しているにもかかわらず、掘削面崩壊防止に必要なのり面勾配が取れておらず、山留めも行われていない。また、掘削面が一部崩落している状況の中、掘削底面で作業を行っていることが認められた。 このような掘削作業は、土砂崩壊事故につながりかねない危険なものであることから、掘削作業について受注者を適切に指導・監督されたい。	東京港湾建設事務所は、再発防止策として、①掘削作業を行う際の監督員用の「チェックリスト」を策定した。②打合せ時に受注者へ関係法令や規程を遵守するとともに、安全対策を明記した施工要領書の提出を求める「指示書」を渡すこととし、適正な施工を確保し安全性を高めることとした。【2-ウ】 なお、平成29年1月31日の港湾局工安全委員会、同年2月27日の第4回離島港湾部所管工事の進行管理会議において、指摘事項を報告し、指摘内容を踏まえた掘削作業を行うよう周知徹底を図った。【2-エ】 また、平成28年9月及び平成29年2月開催の所課長会において、再発防止に関して周知徹底を図った。【2-エ】
39	東京消防庁	蓄電池の単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	立川消防署合同庁舎(27)交流無停電電源装置改修工事は、交流無停電電源装置を改修するものである。 ところで、庁積算基準では、積算標準単価表に定めのないものについては、複数の建設資材定期刊行物に掲載された調査価格を参考として単価を設定するものとしており、庁では調査価格のうち最低価格を採用するものと定めている。 しかしながら、本工事の蓄電池の単価についてみると、最低価格を採用していない。 このため、積算額約419万円が過大となっている。	部は、単価設定に際し、建設資材定期刊行物を使う場合、新たに比較表を作成し、最低価格を採用することとした。 また、平成28年3月24日、平成28年工事監査検討会を開催し、監査結果を報告し、指摘事項の周知を行った。 さらに、平成28年5月11日に監査事務局職員を講師とした研修を実施し、積算事務に関する知識向上を図った。【2-ウ、2-エ】
40	交通局	作業効率に応じた単価設定を適正に行うべきもの	2-ア	2-ウ 2-エ	浅草線及び新宿線構築補修工事種別単価請負工事は、トンネル内の漏水等に対処するため行うものである。 ところで、亀裂止水工は、施工姿勢により作業効率が異なるため、横向・向上に区分し、単価を設定しなければならない。 しかしながら、本工事の亀裂止水工の単価設定をみると、横向・向上の区分がなく同一の単価としている。 このため、積算額約120万円が過大となっている。	部は、新たに横向・向上に区分した単価を設定し、平成29年度工事に適用することとした。 平成28年5月19日・6月30日に開催した保線課課内会議及び同年6月8日に開催した施設区長会において、指摘事項の周知徹底及び平成29年度工事における単価設定の変更を説明した。 また、平成28年8月26日に開催した計画改良課主催の基準額説明会の中でも、指摘事項の周知と見積もりチェックリストの活用徹底に努めた。【2-ア、2-ウ、2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
41	交通局	仮囲い設置費の積算を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	東京外かく環状道路新宿線交差部建設工事は、都営地下鉄新宿線の上部に東京外かく環状道路を建設するものである。 このうち、仮囲い設置費の積算についてみると、供用日数を1,150日とすべきところ、誤って1,350日として単価設定している。 このため、積算額約159万円が過大となっている。	指摘の件については、平成28年8月30日付契約変更により、過大額については是正した。【1-ア】 部は、平成28年2月10日の計画改良課課内会議で指摘事項を情報共有した。そして、5月11日には指摘事項説明会で、再発防止策の議論を通し積算技術の向上を図った。 さらに、平成28年8月26日・29日に実施した基準額説明会で周知した。【2-エ】
42	交通局	汚泥処理を適正に行うべきもの	2-イ	2-エ	東雲庁舎設備運転管理委託は、東雲庁舎設備の運転管理及び保守を行うものである。 ところで、廃棄物処理法によれば、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(昭和46年厚生省)によれば、し尿を含む汚泥は一般廃棄物、し尿を含まない汚泥は産業廃棄物として運搬・処分することと定めている。 しかしながら、本委託の汚水槽及び雑排水槽清掃の際に発生した汚泥の処理についてみると、次のような不適正な点が認められた。 ア 設備運転管理委託受託者が廃棄物処理業者に委託し、処理している。 イ 汚水槽のし尿を含む汚泥と、雑排水槽のし尿を含まない汚泥を区別せず、産業廃棄物として運搬・処分している。 本来これらの汚泥の運搬・処分は、本委託とは別に、排出者である局が事業者として一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者に委託し、それぞれ区別して適正に処理しなければならない。	部は、履行中の平成27年度同様委託について契約変更を行い、汚泥処理を別に契約した処理業者に委託した。平成28年度委託は、契約後速やかに契約変更を行い同様に処理した。また、平成29年度委託では、仕様書を見直し、「汚水槽清掃時に発生したし尿を含まない汚泥(一般廃棄物)と雑排水槽清掃時に発生したし尿を含まない汚泥(産業廃棄物)を区別し、局が別途契約しているそれぞれの処理業者に引き渡すこと」と追記した。【2-イ】 局は、監査説明会を平成29年3月3日に開き、各部の監査事務担当者に指摘事項と適正な汚泥処理について周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
43	水道局	モルタル防食上の単価設定を適正に行うべきもの	2-ア	2-ウ 2-エ	練馬給水所配水池(2号池)耐震補強工事は、練馬給水所配水池の耐震補強を行うものである。 ところで、局積算基準では、原則として、単価設定を以下の順で決定することとしている。 ア 東京都水道局設計単価表 イ 東京都関係部局設定単価(建設局・下水道局等) ウ 物価資料等掲載価格(実勢価格) エ 局特別調査(臨時調査) しかしながら、本工事のモルタル防食上の積算についてみると、物価資料等掲載価格で単価設定が可能であるにもかかわらず、適用できないと判断したため、局特別調査(臨時調査)を実施し、単価設定していることは適正でない。 このため、積算額約4,528万円が過大となっている。	局は、平成28年10月1日に配水管工事積算基準の単価設定順において「原則として」の記載を削除するよう改訂し、単価設定順を明確化した。【2-ア】 部は、平成28年12月26日に設計チェックリストの単価設定順に関する解説を充実させるよう改訂し、関係部署に周知した。 また、平成28年9月8日及び11月18日に課長代理会議を開催し、指摘事項を報告するとともに単価設定を適正に行うよう周知徹底した。【2-ウ、2-エ】
44	水道局	専門工事として発注した工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	第一板橋給水所外1か所屋根防水及び建屋補修工事は、老朽化した屋根防水や外壁など建物を補修するものである。 ところで、局積算基準では、専門工事業者に直接工事を発注する場合の諸経費は、一般的な建築工事の諸経費率ではなく、低減された諸経費率を用いて計上すると定めている。 しかしながら、諸経費の積算についてみると、防水工事として専門工事業者に直接発注しているにもかかわらず、一般的な建築工事における諸経費率を用いて計上している。 このため、積算額約298万円が過大となっている。	所は、起工時の記録票に発注業種のチェック項目を追記し、平成28年5月24日の所内連絡において、指摘内容の報告とともに記録票の活用について関係職員に周知した。 【2-ウ】 総理部管轄課は、同年8月24日付事務連絡により、積算チェックの依頼文に発注業種を明記するよう関係部署へ周知した。【2-ウ】 局は、同年8月から11月にかけて、技術系課長代理会議を開催し、諸経費率及び発注区分が適正か確認するよう周知徹底を図った。【2-エ】
45	水道局	コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-イ	2-エ	足立区立北宮城町公園内小規模応急給水施設築造工事は、震災対策用小規模応急給水施設を築造するものである。 ところで、配水管工事標準仕様書では、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの配合のうち水セメント比は、鉄筋コンクリートについては5%以下とすることを標準とすると定めている。 しかしながら、鉄筋コンクリート構造物である循環ポンプ室で使用する予定のコンクリートの承諾申請書についてみると、水セメント比は5%以上となっている。 このため、実際現場に納品されたコンクリートは、設計上の強度は満足しているものの、標準仕様書に定める耐久性向上に配慮したものとはなっていない。コンクリートの配合について受注者を適切に指導・監督されたい。	部は、特記仕様書(平成29年2月1日版)の記載例に、コンクリートの水セメント比の項目を追記し、工事監督員が受注者を確かかつ適切に指導できるようにした。 また、平成28年7月29日に開催した課長代理会議(工事担当)において、指摘事項を報告するとともに、仕様書に従い適切に受注者指導、施工管理を行うよう周知徹底を行った。【2-イ、2-エ】 支所は、平成28年6月27日に配水課にて工事監督員会議を開催し、コンクリートの配合について仕様書に従い適切に受注者を指導・監督するよう周知徹底を行った。 さらに、平成28年10月17日付事務連絡にて各支所に対し、改めて周知した。【2-エ】
46	水道局	埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-ウ	2-エ	配水管小規模整備工事請負単価契約は、道路工事調整上必要な工事等を行うものである。 ところで、配水管工事標準仕様書では、改良土の埋戻し復旧後の強度試験については、1箇所当たり1層の仕上がり厚20cm(1層の仕上がり厚が30cmの場合は、30cm)ごとに現場密度試験を行うものと定めている。 しかしながら、南部支所が所管する工事の施工管理記録についてみると、改良土を機械等で締め固めた後、現場密度試験が埋戻し最上面のみで行われ、層ごとに行われていない状況が認められた。 埋戻し復旧後の強度試験について受注者を適切に指導・監督されたい。	部は、単価契約工事におけるチェックリストを新たに作成し、平成28年11月28日付事務連絡により、関係職員が工事監督業務に活用するよう周知徹底した。 また、平成28年10月17日付事務連絡により、単価契約工事における施工管理の徹底について各支所配水課に対し、関係職員への周知及び受注者への指導徹底を図るよう周知徹底した。【2-ウ、2-エ】 支所は、平成28年5月23日に工事監督員会議及び現場代理人会議、24日に緊急工事安全会議を開催し、埋戻し復旧後の現場密度試験は各層ごとに実施するよう周知徹底を図った。【2-エ】
47	水道局	工法変更の際、適切に協議させるよう受注者を指導・監督すべきもの	2-ウ	2-エ	多摩市勾田1426番地先から同市関戸五丁目地先間配水本管(400mm)新設工事は、送配水施設整備事業の一環として、配水本管を新設するものである。 このうち、土留工について特記仕様書では、鋼矢板は油圧圧入工法、軽鋼矢板は油圧圧入工法及び建込み工法としている。 しかしながら、土留工の施工についてみると、油圧圧入工法で実施する区間の一部において、受注者の判断により変更協議を行わず、建込み工法に変えて施工していることが認められた。 変更協議が行われていれば、施工性や安全性についてもより適切な指導ができたものであり、また、変更協議に基づき契約変更が行われていれば、積算額約409万円が削減できたものである。 工法変更の際、適切に協議させるよう受注者を指導・監督されたい。	部では、監督員が現場パトロール時に使用するチェックリストに、土留め工法を確認する項目を追加し、施工計画に基づき適切に施工されているか確認するよう周知徹底を図った。 また、平成28年6月30日の工事課課長代理会で、受注者との契約後第1回打合せ時において、条件変更が生じた際の報告・協議の徹底を、総括監督員から指示するとともに、施工計画書のヒアリング時にも、適切な仮設計画を確認し、安全施工を指導するよう周知した。【2-ウ、2-エ】 局では、同年6月9日、9月8日及び11月18日の建設系列課長代理会議等で、指摘内容を踏まえた適切な変更協議及び受注者指導・監督を行うよう周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
48	水道局	土砂運搬における車両過積載防止について受注者を適切に指導・監督すべきもの	2-ア	2-イ 2-エ	<p>東部建設事務所非常用自家発電設備設置その他工事は、発電機及び付帯設備を設置するものである。</p> <p>ところで、東京都工事標準仕様書では、土砂等の運搬に当たり、受注者は車両の過積載防止を厳守するとともに、関係法令に従うことと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事の土砂運搬についてみると、当現場から搬出した15回のうち、9回に過積載が認められ、最大の超過率は39.1%であった。</p> <p>土砂運搬における車両過積載防止について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>経理部営繕課は、営繕工事を対象とした「水道局営繕工事過積載防止対策マニュアル」を作成し、平成29年度から適用することとした。【2-ア】</p> <p>また、平成28年7月より、工事監理業務委託の特記仕様書に過積載防止業務を追記し、当局職員と工事監理受託者とのダブルチェック体制を構築している。【2-イ】</p> <p>さらに、平成28年8月4日及び10月5日に職員と受注者向けに研修会を実施し、過積載防止について周知徹底を行った。【2-エ】</p>
49	水道局	汚泥処理を適正に行うべきもの	2-イ	2-エ	<p>平成27年度本郷庁舎建物付帯設備運転管理及び保守業務委託は、本郷庁舎設備の運転管理及び保守を行うものである。</p> <p>ところで、廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと定めている。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」(昭和46年厚生省)では、し尿を含む汚泥は一般廃棄物、し尿を含まない汚泥は産業廃棄物として運搬・処分することと定めている。</p> <p>しかしながら、本委託の汚水槽及び雑排水槽清掃の際に発生した汚泥の処理についてみると、次のような不適正な点が認められた。</p> <p>ア 設備運転管理及び保守業務委託受託者が廃棄物処理業者に委託し、処理している。</p> <p>イ 汚水槽のし尿を含む汚泥と、雑排水槽のし尿を含まない汚泥を区別せず、産業廃棄物として運搬・処分している。</p> <p>本来これらの汚泥の運搬・処分は、本委託とは別に、排出者である局が事業者として一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者に委託し、それぞれ区別して適正に処理しなければならない。</p>	<p>所は、平成28年度と同様委託契約について、平成28年5月31日に契約変更を行い、汚泥の収集運搬及び処分について削除した。さらに、一般廃棄物と産業廃棄物を区別し、別途、廃棄物の収集運搬、処分の許可を受けた者と委託契約した。【2-イ】</p> <p>部は、同年6月17日の設備工事関係部所の工事調整会議、7月13日付事務連絡及び9月28日の浄水系列関係課長会において、指摘内容及び廃棄物の適正処理について周知を行った。</p> <p>局は、同年7月から9月にかけて実施した局実務研修及び技術向上説明会において、指摘内容及び廃棄物の適正処理の周知徹底を行った。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
50	下水道局	覆工板開閉工の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>豊島区目白三丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築その3工事は、雨水排水能力の増強を図るため、再構築工事を行うものである。</p> <p>このうち、覆工板の積算についてみると、覆工板の開閉に使用する機械としてトラッククレーンとすべきところ、誤って割高なクレーン機能付バックホウとしている。</p> <p>このため、積算額約507万円が過大となっている。</p>	<p>部では、再発防止策として、建設部の設計図書チェックの手引を改訂し、覆工板の開閉機械の選択の妥当性を確認するチェック項目を追加した。</p> <p>平成28年8月26日の設計調整連絡会及び同年7月19日開催の拡大工事・設計課長会において、指摘内容、手引の改訂内容、再発防止について周知徹底した。【2-ウ、2-エ】</p> <p>局は、同年10月5日に「工事監査フォローアップ研修」を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取組を周知した。</p> <p>所では、同年6月29日の課内会議にて、指摘の内容、積算基準の解釈及びチェック方法等について、周知徹底した。今後も継続的に研修等を実施し、職員の技術力向上を図り、適切な積算に努めることとした。【2-エ】</p>
51	下水道局	コンクリート削孔工の積算を適正に行うべきもの	1-ア	2-エ	<p>第二溜池幹線移働に伴う整備工事は、既設の仮壁等を撤去するものである。</p> <p>ところで、局積算基準では、質量20t未満の建設機械の搬入・搬出及び労働者の輸送に要する費用は、共通仮設費率に含まれるものと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事のコンクリート削孔工の積算についてみると、削孔機械の搬入・搬出及び労働者の輸送に使用する車両としてライトバンを選定し、損料等を計上している。</p> <p>このため、積算額約967万円が過大となっている。</p>	<p>指摘に対する是正・改善措置として、平成28年7月7日付契約変更により、過大額について是正した。【1-ア】</p> <p>また、再発防止の取組として、局は、平成28年10月5日に「工事監査フォローアップ研修」を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取組を周知した。</p> <p>部では、同年7月19日開催の拡大工事・設計課長会及び同年8月26日の設計調整連絡会において、指摘内容及び再発防止について周知徹底した。</p> <p>所では、同年11月29日に職場研修を開催し、設計・積算等における注意事項などの講義を行うなど、職員の技術力向上を図り、再発防止に努めている。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
52	下水道局	境石の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>篠崎ポンプ所耐水化工事は、水害から下水道機能を保持するため、施設の耐水化を行うものである。</p> <p>このうち、構内車道のかさ上げ工事における境石の積算についてみると、代価明細表による単価設定の過程で、一時的に輸入した項目の訂正を失念したため、結果として割高な単価を設定している。</p> <p>このため、積算額約116万円が過大となっている。</p>	<p>局は、局積算システムを改修し、一時的に輸入した項目を忘れないようにする機能を追加した(平成29年3月に稼働開始)。</p> <p>また、平成28年10月5日に「工事監査フォローアップ研修」を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取組を周知した。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p> <p>部では、設計・積算チェックリストを改訂し、確認項目を追加するとともに、複数の課長代理によるチェックを行うこととした。また、平成28年8月31日に開催した「設計担当連絡会議」の中で、指摘趣旨及び設計チェック体制強化の周知を図った。【2-ウ、2-エ】</p> <p>所においては、同年7月14日に所内課長代理会を開催し、再発防止について周知を図った。【2-エ】</p>
53	下水道局	コンクリート打設の積算を適正に行うべきもの	1-ア	2-ウ 2-エ	<p>吾嬬第二ポンプ所耐水化工事は、水害から下水道機能を保持するため、施設の耐水化を行うものである。</p> <p>このうち、止水壁のコンクリート打設におけるポンプ圧送費の積算についてみると、打設数量に1m³当たりの圧送単価を乗じて算出すべきところ、誤ってポンプ車基本料金の単価を乗じている。</p> <p>このため、積算額約573万円が過大となっている。</p>	<p>指摘に対する是正・改善措置として、平成28年10月17日付契約変更により、過大額については是正した。【1-ア】</p> <p>また、再発防止の取組として、部では、設計・積算チェックリストを改訂し、確認項目を追加するとともに、複数の課長代理によるチェックを行うこととした。また、平成28年8月31日に開催した「設計担当連絡会議」の中で、指摘の趣旨及び設計チェック体制強化の周知を図った。【2-ウ、2-エ】</p> <p>局は、平成28年10月5日に「工事監査フォローアップ研修」を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取組を周知した。</p> <p>また、所は、平成28年7月4日付事務連絡及び課内会議により、指摘の趣旨及び再発防止の取組を周知した。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
54	教育庁	ウレタン塗膜防水の単価設定を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>都立紅葉川高等学校(27)体育館防水改修その他工事は、体育館等の屋上の防水を改修するものである。</p> <p>このうち、校舎屋上のウレタン塗膜防水の単価についてみると、施工面積が約1,100m²であるにもかかわらず、誤って100m²未満に適用する単価を用いている。また、一部の垂直面について、水平面用の単価を用いている。</p> <p>このため、積算額約117万円が過大となっている。</p>	<p>設計・積算チェックシートを改定するとともに設計書等の確認方法を見直し、設計チェック体制の強化を図った。また、経験の浅い職員に対しては、積算における着眼点を抽出し、課長代理を含め担当間の連携を図り積算内容の相互チェック機能を強化した。【2-ウ】</p> <p>上記については、平成28年3月30日に開催した営繕課係長会において、指摘事項を報告するとともに、単価の適切な設定について周知した。さらに、平成29年2月3日に開催した教育庁営繕技術連絡会議において、設計書等へのチェック方法の見直しや改定したチェックリストの活用等の周知・徹底を図った。【2-エ】</p>
55	教育庁	諸経費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>都立農産高等学校(26)防球網改修その他工事ほか1件は、防球網及び校庭を改修する工事を行うものである。</p> <p>ところで、庁積算基準では、諸経費率の補正は、工事現場に応じた施工地域・工事場所区分により積算するものと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事はほか1件の諸経費の積算についてみると、市街地とすべきところ、誤って地方部(施工場所が一般交通等の影響を受けない場合)として計上している。</p> <p>このため、共通仮設費率に2.0%及び現場管理費率に1.5%の加算補正が行われず、積算額計約330万円が過少なものとなっている。</p>	<p>設計書の作成に当たり、担当者間でのクロスチェック及び調整担当での確認を徹底し、ミスの防止に努めている。【2-ウ】</p> <p>上記については、平成28年3月30日に開催した営繕課係長会において、指摘事項を報告するとともに、単価の適切な設定について周知した。さらに、平成29年2月3日に開催した教育庁営繕技術連絡会議において、局内技術職員に改めて積算基準の適正な運用について周知を行った。【2-エ】</p>
56	教育庁	諸経費の積算を適正に行うべきもの	2-ウ	2-エ	<p>都立東久留米総合高等学校(27)校庭改修工事は、校庭改修を行うものである。</p> <p>ところで、庁積算基準では、諸経費率は、工種区分ごとによるものと定めている。</p> <p>しかしながら、本工事は諸経費率の積算についてみると、工種区分を公園工事とすべきところ、誤って舗装工事としたため、積算額約333万円が過少なものとなっている。</p>	<p>設計書の作成に当たり、担当者間でのクロスチェック及び調整担当での確認を徹底し、ミスの防止に努めている。【2-ウ】</p> <p>上記については、平成28年3月30日に開催した営繕課係長会において、指摘事項を報告するとともに、単価の適切な設定について周知した。さらに、平成29年2月3日に開催した教育庁営繕技術連絡会議において、局内技術職員に改めて積算基準の適正な運用について周知を行った。【2-エ】</p>

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
57	交通局	特命随意契約委託業務の履行の在り方について	2-ウ	—	<p>電力管理システムほか保守点検委託は、変電所を遠隔監視・制御する電力管理システムの点検業務を委託するものである。</p> <p>このうち、本委託の契約についてみると、局は、本業務の履行には、装置及びソフトウェアの構造・機能を熟知し、点検に関する高度な技術が必要であるとし、これを有するのは、本装置を設計・製造したA社のみであることを理由に、A社と特命随意契約を締結している。</p> <p>ところで、業務の履行状況を見たところ、A社は、電力管理システムの保安要領の策定や緊急修理時の対応方法の局への提示等を実施していることが認められたが、点検業務については、A社の関連会社であるB社社員がA社による安全教育を受けた後に実施している。</p> <p>一方、提出された書類を見ると、業務責任者、作業責任者及び安全責任者は、全てB社社員で構成されている。また、業務計画書には、緊急連絡体制としてA社が記載されているが、局からの連絡先はA社が指定したB社となっている。</p> <p>監査日時点で、本契約におけるB社の役割と責任は明確でなく、局は、本委託の履行体制を十分把握していない。特命随意契約委託業務の履行の在り方について検討されたい。</p>	<p>車両電気部では、平成28年度契約から、保守点検委託の業務責任者をA社社員とした。</p> <p>また、作業計画や緊急連絡体制はA社の業務責任者の指示のもとにB社社員が行うなど、業務計画書の記載内容を見直した。</p> <p>本内容について、平成29年1月16日付事務連絡にて、車両電気部管理課長から関係各所に対し、受託者と関連会社の役割と責任を明確にするよう周知した。【2-ウ】</p>
58	下水道局	圧送管設計マニュアル等の運用方法について	2-ア	2-エ	<p>三河島水再生センター受泥管改良工事は、経年劣化している受泥管の改良を行うものである。</p> <p>このうち、受泥管に用いている水再生センター内での圧送管の一部は、屋外の露出方式でダクト型鋼鉄管を敷設する設計となっている。</p> <p>しかしながら、局の圧送管設計マニュアルは、公道、共同溝内、橋梁、河川・鉄道横断部等に適用する定めがあるものの、施設の敷地内における屋外の露出方式で敷設する設定がなく、適切な選定が困難である。</p> <p>圧送管設計マニュアル等の運用方法について検討されたい。</p>	<p>局は、平成29年3月、「下水道施設耐震構造指針」の施設編に、圧送管も含め施設内の配管の耐震についての取扱いの規定を追加した。</p> <p>また、平成28年10月5日に「工事監査フォローアップ研修」を行い、指摘の趣旨及び再発防止の取組を周知した。【2-ア、2-エ】</p> <p>担当部署では、平成29年3月24日付事務連絡により、追加内容について関係職員に周知した。</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			◎	○		
59	下水道局	合体工事における交通誘導員の計上の在り方について	2-ア	2-エ	<p>北多摩二号水再生センター・浅川水再生センター間連絡管その5-1工事は、両センターの処理機能を相互に補完するための連絡管を設置するものである。</p> <p>ところで、局積算基準では土木、建築合体工事の設計書は諸経費関係を含めて、土木施設と建築施設を完全に分離して記載することとなっている。</p> <p>しかしながら、本工事は土木施設と建築施設の合体工事でありながら、工事全体に関わる交通誘導員については、局に明確な取り扱いがないため、土木施設分に全て計上されている。</p> <p>合体工事における交通誘導員の計上の在り方について検討が望まれる。</p>	<p>局では、意見・要望を踏まえ、平成28年10月発行の局の積算基準(土木施設編)及び積算基準(建築施設編)に、合体工事において、交通誘導警備員等で区分が困難なもの(配置期間や配置場所で区分できない場合等)は、主たる工事で計上することを追記した。【2-ア】</p> <p>担当部署では、平成28年9月27日に積算基準説明会を開催し、意見・要望の趣旨を関係職員に周知するとともに、今後の合体工事における区分が困難なものの取扱いについて周知した。【2-エ】</p>